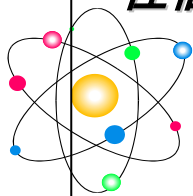




住信 年金情報



PENSION NEWS

(平成23年4月1日)

年金信託部

この度の東北地方太平洋沖地震における被災地域の委託者様、並びに被災地域にお住まいの加入者・受給者の皆様におかれましては、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

特別法人税の課税停止措置の期限延長について

退職年金等積立金に対する特別法人税の課税停止措置(租税特別措置法第68条の4)については、平成23年度税制改正大綱において、その期限を3年間延長し、平成26年3月31日までとする旨が記載されておりましたが、その後、税制改正法案(※1)が成立する前に、当初の期限である平成23年3月31日を迎えることとなりました。

これにより、特別法人税の課税停止措置のほか、期限延長される予定であった多くの租税特別措置が期限切れとなり、国民生活等に混乱を来すことが懸念されたため、昨日、租税特別措置の期限を暫定的に延長する、所謂「つなぎ法案」(※2)が国会で可決され、成立しました。

この「つなぎ法案」の成立によって、特別法人税の課税停止措置の期限は、平成23年6月30日まで延長されました。

なお、弊社の事業年度は、毎年4月1日に開始しますので、弊社が受託させていただいている委託者様の年金資産については、平成23年度の特別法人税は課されないこととなります。

また、税制改正法案の国会審議状況等により異なる結果になる場合には追ってご案内申し上げます。

(※1)「所得税法等の一部を改正する法律案」

(※2)「国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法等の一部を改正する法律案」

【参考①：租税特別措置法 抜粋】

(退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止)

第六十八条の四 法人税法第八十四条第一項に規定する退職年金業務等(同法附則第二十条第二項の規定により退職年金業務等とみなされる業務を含む。)を行う法人の平成十一年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に開始する各事業年度の退職年金等積立金については、同法第八条又は第十条の二及び同法附則第二十条第一項の規定にかかわらず、退職年金等積立金に対する法人税を課さない。

【参考②：国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法等の一部を改正する法律案 抜粋】

第二条 租税特別措置法の一部を次のように改正する。

第四十七条第一項、第四十七条の二第一項、第四十八条第一項、第五十二条第一項、第五十五条の六第一項及び第九項、第五十七条の十第三項、第六十一条第一項、第六十一条の二第一項、第六十五条の七第一項、第六十五条の八第一項、第六十五条の九、第六十五条の十三第一項、第六十六条の十第一項、第六十八条の二第二項、第六十八条の四並びに第六十八条の八第一項及び第二項中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十三年六月三十日」に改める。

以上



SUMITOMO TRUST 住友信託銀行